

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム ひかり」 運営規程

社会福祉法人えがお
規 則 第 1 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えがお が設置経営する特別養護老人ホームひかり（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法及び関係法令に基づき入所者の心身の状態に対応した適切な処遇と必要な指導訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活が営むことができるよう入所者の処遇に万全を期するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームひかり
- (2) 所在地 茨城県牛久市遠山町新田浦 478-1

(職員の定数及び職務)

第4条 施設に次の職員をおく。

- (1) 施設長 1名
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 事務職員 1名以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員 1名以上
入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。
- (4) 看護職員 3名以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (5) 介護職員 24名以上
入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (6) 介護支援専門員 1名以上
入所者の施設サービス計画の作成に従事する。
- (7) 医師 1名
入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (8) 栄養士 1名以上
給食管理、入所者の栄養指導に従事する。
- (9) 機能訓練指導員 1名
入所者の日常生活に必要な機能の回復訓練をする。

2 職員は常勤とする。ただし、医師及び看護職員、介護職員の一部は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に定める範囲内において、非常勤とすることができる。

3 第1項に定めるもののほか、必要がある場合は、定数を超え、又はその他の職員をおくことができる。

4 職員の事務分掌及び日常業務の分担は、施設長が別に定める。

(入所定員及びユニット)

第5条 施設の入所定員は、70名とする。

2 施設のユニットの数は7とし、各ユニットの定員は10名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴

1週間に2回以上の入浴及び清拭を行う。

(2) 排泄

入所者の心身の状況に応じて、また、入所者個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

(3) 食事の提供

食事は栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、食事の時間は概ね次のとおりとする。

- ・朝食 午前7時30分から
- ・昼食 午前12時00分から
- ・夕食 午後6時00分から

(4) 機能訓練

入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、また、その減退を防止するための訓練を行う。

(5) 健康保持

常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。

(6) 相談及び援助

常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に的確に応ずるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(7) 社会生活上の便宜の供与

施設に教養娯楽設備を備え、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保する。

(8) その他

離床、着替え、整容等に介護を適切に行う。

(身体的拘束等)

第7条 施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する
(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 虐待等に対する相談窓口の設置（担当者：生活相談員）

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に

養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(施設サービスの内容説明等)

第9条 施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得たうえで、利用契約を締結するものとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

第10条 施設サービスの提供にあたっては、入所者の心身の状況、希望を踏まえて施設サービス計画を作成する。

2 施設サービス計画の作成・変更の際には、入所者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額と、食費及び居住費の負担額とする。

2 前項の費用のほか、理容・美容代等の費用については、別紙料金表のとおり支払いを受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 入所者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑になるような行為はしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応)

第13条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び入所者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第17条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。また、施設内において感染症が蔓延しないように必要な措置を講ずることとする。

(秘密保持等)

第18条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又

はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第19条 職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 施設は、この事業を行うため、ケース記録、入所者の負担金、収納簿その他必要な記録・帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人えがおと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。